

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

本則（第35条第3項及び第51条第3項を除く。）中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第4条第2項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第3号中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「同号又は同項第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第36条第2項及び第3項中「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「利用申込みに係る法第19条第1項第1号」を「利用申込みに係る法第19条第1号」に、

「法第19条第1項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「を含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「同条第3号」と」を加え、「第19条第1項1号」を「第19条第1号」に改める。

第52条第2項中「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。